

新型コロナウイルス感染拡大予防のための「科学部ガイドライン」

令和2年7月10日
神奈川県立青少年センター科学部

1 感染防止のための基本的な考え方

- 当科学部は、青少年等のために実験や科学体験を行う科学体験室、執務室、準備室からなり、科学体験室で実験・工作・研修等の講座を開催している。また、県内各所で青少年等のためのイベント・講座を開催している。
- このため、青少年センター科学部（厚木）が実施する事業については、「科学部ガイドライン」に則って実施するとともに、科学部以外の会場（県立青少年センターおよび県内各地の会場）においては、各施設のガイドラインも遵守し、新型コロナウイルス感染拡大の予防に当たるものとする。
- 特に感染を拡大させるリスクが高いと考えられる3密（①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件のある場）の発生を避け、自己への感染とともに、他人への感染の予防を徹底する。
- 令和2年8月末日までのイベント・講座については中止または延期する。
- イベント・講座の再開後は、当分の間、科学体験室の入館者数を制限（職員を除き、椅子のみ用の場合は上限40人、机を使用する場合は上限24人）するとともに、状況に応じて時間の短縮などの措置を講ずる。また、これにより、保護者の参観を制限する場合もある。
- 会場（科学体験室及び外部の会場）の状況とイベント・講座の内容に応じて、各会場の定員等に関わらず、入場者数・滞在時間等の制限や申込方法の変更を行う場合がある。

2 総論

○ 施設・機材等の管理

<受付>

- ・ 咳エチケット、マスク着用、手洗い、手指の消毒を徹底する。
- ・ 発熱、咳、咽頭痛、息苦しさ、強いだるさなどの症状がある場合は入館を制限する。
- ・ 職員以外の入館者に対しても、感染拡大防止のための対策を要請する。
- ・ 足元の表示などを設置し、来場者どうしの距離を確保する。
- ・ 来場者への感染症拡大防止対策協力をお願い、「感染防止対策取組書」を入り口付近に掲示する。
- ・ 入口の来館者対応場所にビニールカーテン等、消毒液を設置する。

<消毒、換気、展示替え等>

- ・ 電話、ドアノブ、エスカレーターの手すり、実験台など接触が多い場所の消毒を徹底し、定期的な換気（1時間に2回以上、数分程度）を行う。

- ・ 講座で使用する工具、器具等の消毒と、工作材料準備の際の手袋・マスク着用を徹底する。講座の開始前と終了後の消毒は特に徹底して行う。消毒液による消毒が難しい機材については清掃した後に、直接触れる箇所をラップで被覆するか使い捨て手袋を着用して使用する。
- ・ 消毒の頻度・方法等については神奈川県職員厚生課長通知「庁内の新型コロナウイルス感染症の感染予防対策について」により実施する。
- ・ 展示品は子どもの手が届かない場所に移動し、さらに触れないよう注意書きを掲示する。適切な場所への移動ができない場合は展示を取りやめ、準備室等にしまう。
- ・ トイレのハンドドライヤーは当分の間使用禁止とし、トイレおよび洗面台に手洗い実施のポスター（首相官邸・厚生労働省作成）を掲示する。また、トイレ入口前に、タオル・ハンカチ等の用意を促す注意書きを掲示する。

○ イベント・講座

- ・ 開催に当たっては「3 イベント・講座等の実施に際して講じる対策」を行い、3密を避ける。
- ・ 外部の会場を利用する場合も、3密を避けるために、事前に十分な打合せと調整を実施する。

3 イベント・講座等の実施に際して講じる対策

(1) 参加者の安全確保のために実施すること

ア 広報・周知

- ・ 来場前の検温の実施と次に該当する場合の参加自粛をホームページ等で周知するとともに、会場入り口に明示する。
発熱、息苦しさ・強いだるさ、軽度であっても咳・咽頭痛等の症状がある場合。
過去2週間以内に、新型コロナウイルス患者やその疑いのある方との濃厚接触がある場合。
過去2週間以内に、政府から入国制限・入国後の観察期間を必要とされている国・地域への渡航歴又は海外渡航者との濃厚接触がある場合。

イ 事前準備

- ・ 利用場所ごとに、定員や机・椅子の配置、誘導、参観・見学者の入場制限等について、対人距離を最低1m（できるだけ2mを目安に）確保できるような措置を講じる。
- ・ 参加者が触れる可能性のあるものについての消毒、会場の換気、直接手で触れられる展示物の撤去、消毒液や手洗い用洗剤の各所への設置を行う。
- ・ 展示物については、手に触れないように移動するとともに、手に触れないように注意喚起の掲示と職員による展示物の消毒を徹底する。
- ・ 講座の実施内容と手順について、次の観点で見直す。
①使用する工具・器具等はできるだけ共用しない。

②大声または近接した位置からの発声をしない。

③手順をわかりやすく示し、接触して教えることがないようにする。

- ・イベント等への出展団体のスタッフに対して、職員等と同様の感染症拡大防止対策を行うことを要請する。
- ・事前申し込みの講座の参加者名簿を作成する。
- ・会場ごとに、感染を疑われる方が発生した場合に隔離が可能な部屋を確認する。

ウ 受付時

- ・ビニールカーテン等で職員等と参加者との間を遮断する。
- ・発熱、息苦しさ・強いだるさ、軽度であっても咳・咽頭痛等の症状がある場合は参加しないよう呼びかける。
- ・過去2週間以内に、新型コロナウイルス患者やその疑いのある方との濃厚接触がある場合や、政府から入国制限・入国後の観察期間を必要とされている国・地域への渡航歴又は海外渡航者との濃厚接触がある場合は、参加しないよう呼びかける。
- ・マスクの着用、咳エチケット、手洗い・手指消毒の徹底を要請する。
- ・職員が参加者の検温を行い、発熱がある場合は参加中止を要請する。
- ・パンフレット等の配布物は手渡しせず、据え置きとする。
- ・受付の待機中の参加者同士の距離を確保するために、フロアマーカまたは掲示等を設置するとともに、距離を保って整列するように呼びかける。
- ・混雑のため対人距離の確保が困難となる場合は、整理券の配付や入場制限などを実施する。
- ・掲示している「感染防止対策取組書」により「LINEお知らせシステム」への登録を案内する。

エ 講座・イベント開催中

- ・参加者どうしの距離を最低1m（できるだけ2mを目安に）確保できるようにする。ただし、星空教室など保護者と小学生がともに参加する事業の場合は、家族のまとまりと他の参加者との距離を確保する。
- ・保護者等の参観や見学は、対人距離を確保するために許可しない場合もある。
- ・至近距离での会話、大きな声を出すことなどを避ける。
- ・実験・観察・工作に用いる器材についての共有をできるだけ避け、共有せざるを得ない場合は、使い捨て手袋の使用あるいは、使用する都度、職員が消毒を行う。
- ・イベント出展団体のスタッフも、職員等と同様の感染症拡大防止対策を行う。
- ・感染が疑われる者が発生した場合、以下の対応を行う。
 - ①速やかに別室へ隔離する。
 - ②対応する職員等は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講ずる。
 - ③保健所への連絡を行い、搬送や消毒、換気、濃厚接触者調査等の指示を受ける。

オ 主催以外の講座・イベント

- ・ア～ウの対策について主催時と同様に行えるように、主催者と調整・連携する。

(2) 職員等の安全確保のために実施すること

- ・アシスタント、高校生科学ボランティア、大学生・高校生インターンシップ等のスタッフに、定期的な検温と健康記録を促し、特に発熱が記録された場合は参加を制限する。
- ・咳エチケット、マスク着用、手洗い、手指の消毒を徹底する。マスクでの対応が難しい場合はフェイスシールド等を着用することもある。
- ・事業参加者や他の職員等と接する際は、対人距離を確保する。
- ・管理・運営で必要な最小限度の人数での勤務とし、在宅勤務や時差出勤の活用に努める。